

委員会提出議案第3号

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月24日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

橋本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 24 年橋本市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(収支報告書の提出) 第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(様式第 1 号及び様式第 2 号。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。 2・3 略	(収支報告書の提出) 第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類の写しを添付して、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(様式第 1 号及び様式第 2 号。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。 2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。